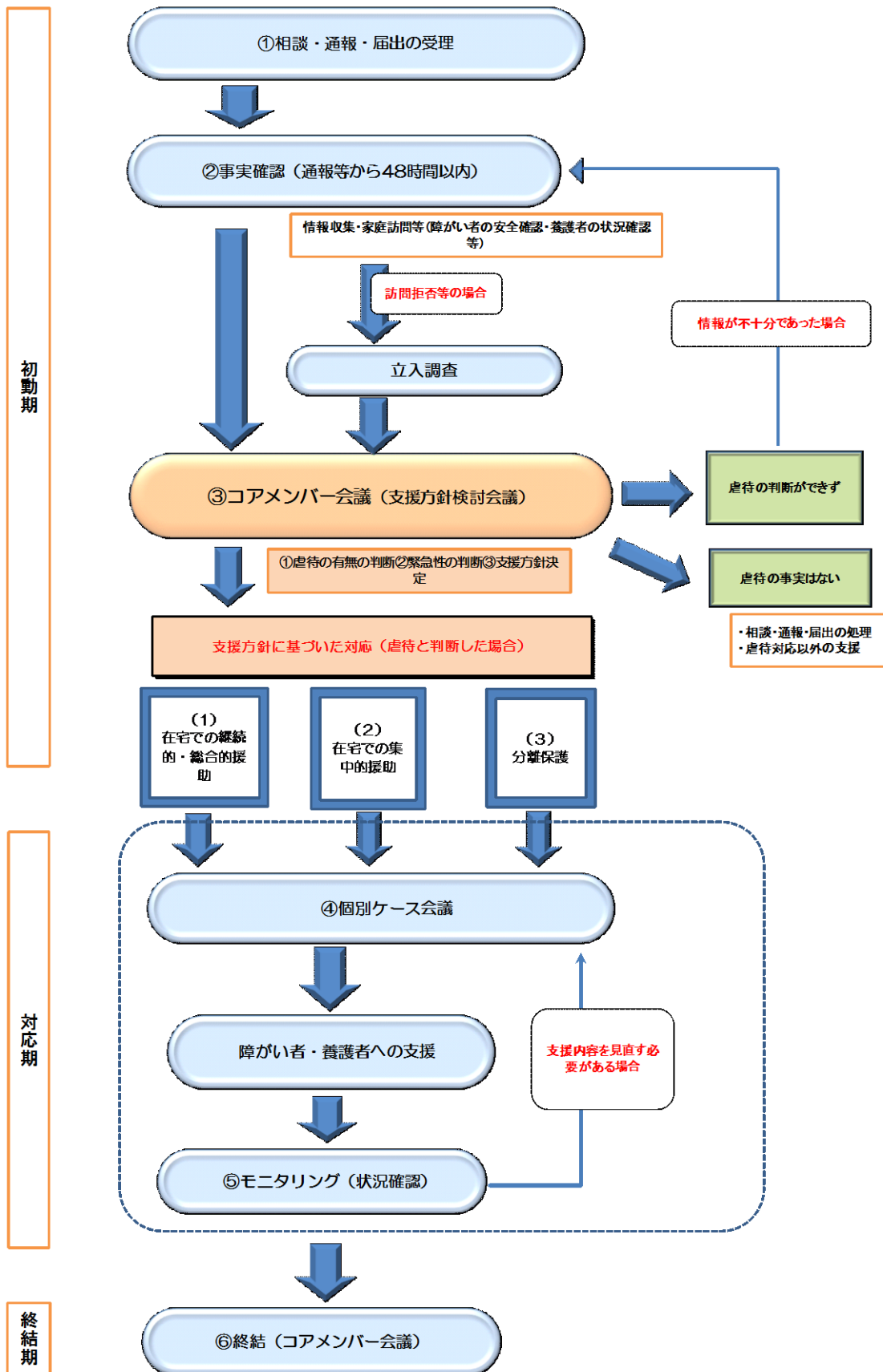


## 障がい者虐待防止体制の整備について

## I 養護者による障がい者虐待対応のながれ

## 養護者による障がい者虐待対応の流れ



## 1 初動期

### ①相談・通報・届出の受理

区役所保健福祉センター、及び各区の障がい者相談支援センターが窓口となります。

### ②事実確認

区役所職員が中心となって、障がい者や養護者の生活状況、福祉サービスの利用状況等について情報収集を行ったうえで、家庭訪問等による事実確認を行います。訪問を拒否される場合等、事実確認が困難な場合には、立入調査を行います。

### ③コアメンバー会議（支援方針検討会議）

②で確認した事実に基づき、区役所職員（保健福祉課長・障がい者虐待担当者・障がい福祉業務担当者。必要に応じて生活保護現業員、地区担当保健師、精神保健福祉相談員等にも参加を求めます。）で構成するコアメンバー会議を開催し、「虐待かどうかの判断」、「虐待である場合は緊急性の判断」、「支援方針」を決定します。

「支援方針」は以下の3つに分類されます。

#### （1）在宅での継続的・総合的援助

虐待には至っていないが、虐待が発生する危険性があり、障がい者や養護者の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化する、介護が不十分な状態になるおそれがある場合は、見守りを中心とした予防的な支援を行います。

#### （2）在宅での集中的援助

緊急性が低く、分離保護の必要がない場合は障がい福祉サービス等の社会資源の活用を行うなど、在宅での支援方針を立てます。また状況の変化により分離保護が必要になると予測される場合には、どういう状況になったら分離保護をするのか具体的に決めておきます。

#### （3）分離保護

身体、生命に危険があり緊急性が高い場合は、分離保護を行います。

※障がい者相談支援センターに通報・届出のあったケースや、障がい者相談支援センターが従前から相談を受理していたケースについては、障がい者相談支援センターにも参加要請を行います。また、必要に応じて、福祉局地域福祉課相談支援グループ等もコアメンバー会議に参加します。

## 2 対応期

### ④個別ケース会議

区役所が必要なメンバー（福祉サービス提供事業者等の支援にあたる者等）を招集して開催します。

個別ケース会議においては、障がい者、養護者、その他の家族、関係者それぞれの課題と目標を明らかにし、あわせて対応状況のモニタリングの時期も定めます。

#### ※障がい者虐待にかかる専門相談事業

区役所での対応においては、個別事例への専門的助言が必要であることから、本市では区役所への後方支援として、大阪社会福祉士会及び大阪弁護士会から虐待対応にかかる専門知識を有する方に相談することができるよう両会に業務委託契約を行っています。

### ⑤モニタリング（状況確認）

具体的な支援計画に基づき、対応の進捗状況について期日を定めてモニタリングを行います。

- (1) 情報収集と虐待発生要因の分析
- (2) 具体的な支援計画の策定
- (3) 対応状況のモニタリング

というサイクルを、課題が解消されるまで繰り返します。

## 3 終結期

### ⑥終結（コアメンバー会議）

対応期でモニタリングを行った後、最終的にはコアメンバー会議で終結の決定を行います。虐待対応の結果、「危険状態から障がい者の生命、身体及び財産が安全な安心できる状態」になることが終結の条件となります。

## II 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待対応

大阪市福祉局障害者施策部障害福祉課が対応窓口になります。

## III 使用者による障がい者虐待対応の流れ

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）が対応窓口になります。